

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1114 (2020.10.6)

コロナショックと企業

—2020年上半期の企業業績を中心に—

はじめに

I コロナショックと経済動向

- 1 新型コロナウイルス感染症の我が国経済への影響
- 2 経済動向の特徴

II 企業活動への影響と支援策

- 1 企業業績
- 2 緊急支援策（資金繰り支援策）
- 3 企業財務の状況

III 感染拡大の再発とその影響

- 1 社会経済活動の再開と感染者数の再増加
 - 2 経済回復の停滞懸念
- 今後の課題—結びにかえて—

キーワード：新型コロナウイルス感染症、企業業績、企業支援策、資金繰り支援策、納税猶予、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金

- 新型コロナウイルス感染症は、短期間に世界中で拡大した。我が国においては、感染防止のため、2020年4月に緊急事態宣言が発出された。外出や営業の自粛によって、社会経済活動が抑制され、企業の売上高と営業利益は急減した。
- 売上高が著しく減少する状況下の企業にとって、資金繰りが最も重要となる。政府は、総額100兆円を超える各種融資、税及び社会保険料の納付猶予、雇用調整助成金の特例措置、持続化給付金等の給付措置など緊急支援策を講じている。
- 感染拡大の再発は、企業に厳しい経営環境を強いており、必要に応じて緊急支援策の延長等の見直しが必要とされよう。経済対策には、適切かつ迅速な対応、感染防止と需要喚起策の調和、中長期の社会変革との整合性などが求められよう。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業調査室 専門調査員 こいけ たくじ 小池 拓自

はじめに

2019年12月に中国で発生し、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症¹に対して、各国は、外出や営業を厳しく規制することで、感染拡大の防止を図った²。そのため、2020年上半期（1～6月期）の世界経済は供給と需要の両面から大幅に縮小した（コロナショック）。経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）の予測する2020年の世界全体の実質経済成長率は-4.5%となっている³。このような経済の落ち込みは、世界金融危機（2007～2010年）時を上回り、第2次世界大戦後、最大と言われる。

我が国においても、2020年第2四半期（4～6月期）の実質経済成長率は、-28.1%／-9.9%（季節調整済前期比年率／前年同期比）と大きなマイナスとなっている⁴。民間エコノミストが予想する2020年度の実質経済成長率は-6.14%である⁵。

本稿は、2020年上半期に生じた甚大かつ急速なコロナショックが我が国の企業部門に及ぼした影響を整理し、7月以降の感染再拡大を踏まえた今後の動向を検討する。また、政府の講じた緊急支援策について、今後の課題を考察する。

I コロナショックと経済動向

1 新型コロナウイルス感染症の我が国経済への影響

(1) 初期の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中国では、外出や経済活動が厳しく制限された。例えば、最初の発生地である湖北省武漢では、2020年1月23日から2か月半にわたって市内外の往来を禁止する都市封鎖が実施された。交通の要所である湖北省は、自動車産業を始めとした製造業の一大集積地であり、サービス産業も発展しているため、その影響は、中国経済のみならず、我が国を含む世界経済全体に及ぶことになった。

* 本稿は2020年9月24日までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。

¹ 新型コロナウイルスであるSARS-CoV-2を原因とする感染症であるCOVID-19 (coronavirus disease 2019)。世界保健機関 (World Health Organization: WHO) は2020年3月11日に世界的な大流行 (パンデミック) との判断を公表した (この段階で既に114か国で11.8万人以上が感染し、死亡者は4,000人を超えていた)。WHO, “Virtual press conference on COVID-19,” 11 March 2020. (Transcripts) <https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/transcripts/who-audio-emergencies-coronavirus-press-conference-full-and-final-11mar2020.pdf?sfvrsn=cb432bb3_2> 新型コロナウイルス感染症の特徴、感染拡大の動向などについては、竹内優平「新型コロナウイルス感染症の状況—感染拡大防止に向けた経緯と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1099号, 2020.6.15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11502549_po_1099.pdf?contentNo=1> を参照。

² 新型コロナウイルス感染症に関する各国の緊急事態宣言や行動規制措置、それらの根拠となる法制等については、井田敦彦「COVID-19と緊急事態宣言・行動規制措置—各国の法制を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1100号, 2020.6.15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11499114_po_1100.pdf?contentNo=1> を参照。

³ OECD, *OECD Interim Economic Assessment, Coronavirus: Living with uncertainty*, 16 September 2020, pp.1, 3. 前回、2020年6月時点の予測 (年内の新型コロナウイルス感染症の再流行によるロックダウンがある場合-7.6%、ない場合-6.0% (OECD, *OECD Economic Outlook*, Vol.2020 No.1, June 2020, p.13.)) からは上方修正されたが、依然として先行きは不透明とされている。

⁴ 内閣府経済社会総合研究所「2020年4～6月期四半期別GDP速報 (2次速報値)」2020.9.8. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/gaiyou/pdf/main_1.pdf>

⁵ 日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」2020.9.16. <https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?f=eyJwbnN0X2lkj02ODkyNiwiZmlsZV9wb3N0X2lkj02OTAxOX0=&post_id=68926&file_post_id=69019>

感染拡大を防止するため、中国が経済活動を強く抑制したことは、約2割が中国向けである我が国の輸出の伸び悩みにつながる。また、中国は国際的な生産供給網（グローバル・バリュー・チェーン又はサプライチェーン）の中核であるため、中国の生産活動の遅延は、中国製部品等の不足を通じて、我が国の生産活動も停滞させる⁶。さらに、中国からの観光旅行客の減少によって、インバウンド需要が減少する影響も小さくない⁷。

この段階では、新型コロナウイルス感染症の影響は、中国経済に関連したものを中心としており⁸、警戒はされていたものの、我が国経済の緩やかな回復は続くことが期待されていた⁹。

(2) 国内での感染拡大の影響

2020年2月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の流行は、米国や欧州各国にも広がり、各国において緊急事態宣言が発出され、行動規制措置が講じられた¹⁰。海外からの影響は、中国発にとどまらない広がりを持つことになった。我が国でも、徐々に感染が広がり、検疫の強化などの水際対策、全国的なイベントの中止等の要請（2020年2月26日）、学校の臨時休業要請（2月27日）などが進められた¹¹。2020年3月の個人消費は弱い動きとなり、内需の面からも景況は悪化した。すなわち、海外からの間接的な影響に国内の直接的な影響が加わった。

2020年4月7日には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言が発出され、外出自粛や施設の使用制限等の協力要請（店舗の休業要請を含む。）がなされたことで¹²、我が国の景気は急速に悪化した。緊急事態宣言は、5月14日以降、地域別に解除され、5月25日には全面的に解除されたものの¹³、1か月以上にわたり、経済活動が強く抑制されたことによって、4月と5月の我が国経済は、消費、生産、雇用、貿易など全般的かつ急速に悪化する状況となった。6月以降は、経済活動の再開に合わせて、我が国経済は徐々に回復する動きとなっている。

⁶ 鉱工業生産の2020年2月の低下について、「中国からの部品供給の遅れ等、新型コロナウイルス感染症の影響」が指摘され、同年3月以降、生産指数の低下が顕著となった（「本年3月の鉱工業生産は、前月比マイナス3.7%と大幅に低下」『経済解析室ニュース』2020.4.30. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/archive/kako/20200430_1.html>）。

⁷ 中国からの訪日外客数は2020年2月には8.7万人（前年同月比-87.9%）となり、前月の92.4万人から急減した。訪日外客数の総数でも2月は前年同月比-58.3%となった（「2020年 訪日外客数（総数）」日本政府観光局ウェブサイト <https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/since2003_visitor_arrivals.pdf>）。

⁸ 新型コロナウイルス感染症が我が国経済を下押しする要因としては、①インバウンドの減少、②中国向けを始めとする輸出の減少、③サプライチェーンを通じた影響、④中国経済の減速が世界経済全体の減速に波及、⑤イベント・外出自粛による影響が挙がっていた（内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」2020.2.20, p.11. <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2020/02kaigi.pdf>>）。

⁹ 2020年2月の政府月例経済報告は、新型コロナウイルス感染症について、「内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。」として、先行きの懸念材料として指摘したが、緩やかな回復という基調判断は維持された（内閣府「月例経済報告」2020.2.20. <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2020/0220getsurei/main.pdf>>）。2020年2月段階の民間エコノミストが予想する2020年度の実質経済成長率は下方修正されたが、+0.45%とプラス成長を維持していた（日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」2020.2.13. <https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?f=eyJwb3N0X2lkIjoiOTIwMCIwZmlsZV9wb3N0X2lkIjoiOTIwN30=&post_id=59200&file_post_id=59207>）。

¹⁰ 井田 前掲注(2)

¹¹ 竹内 前掲注(1), pp.4-6.

¹² 緊急事態宣言は、2020年4月7日に7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）が対象となり、4月16日に40道府県が追加され全都道府県が対象となった。当初、2020年5月6日までとされた期間は5月31日まで延長された（5月4日発出。ただし、必要がなくなった場合には期間内に解除することが想定されていた。）（「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告」2020.6, pp.1-2. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/houkoku_r020604.pdf>）。

¹³ 緊急事態宣言の解除は、5月14日に39県、21日に関西3府県（京都府、大阪府、兵庫県）、25日に残る5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）と段階的に実施された（同上, p.2.）。

この間の政府月例経済報告の示す景気の基調判断を表1にまとめた。2020年2月には「緩やかに回復」とされていたが、3月の基調判断では、新型コロナウイルス感染症の影響を要因として、「厳しい状況」に転じ、4～6月には「極めて厳しい状況」とされた。ただし、6月には「下げ止まりつつある」とされ、7～9月には「持ち直しの動き」と説明されている。

表1 月例経済報告の基調判断推移（2020年）

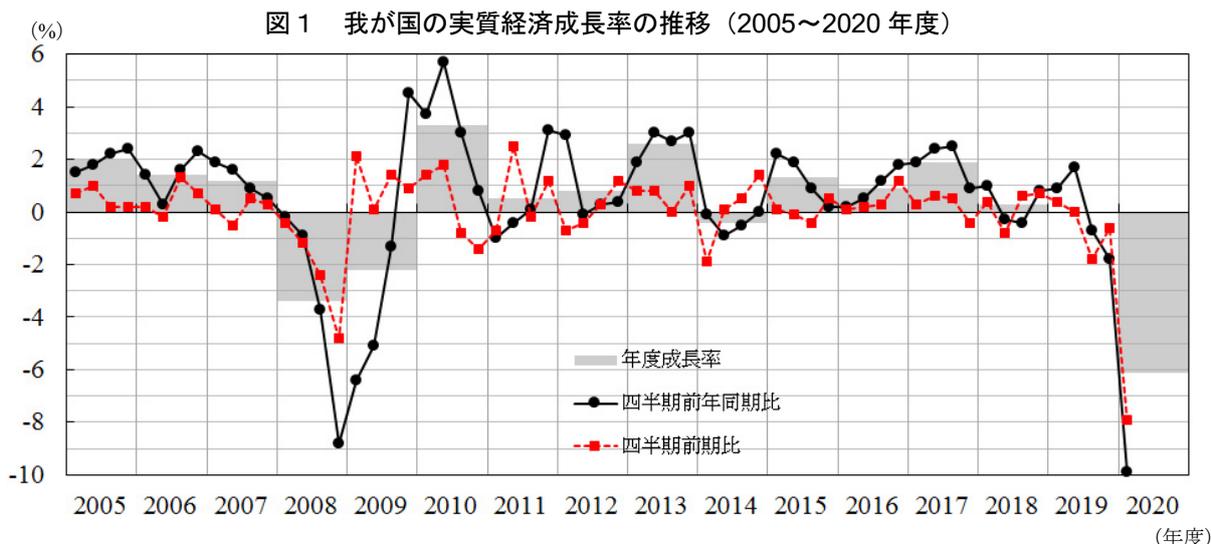
1月	輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。
2月	輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。
3月	新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、 <u>厳しい状況</u> にある。
4月	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>急速に悪化</u> しており、 <u>極めて厳しい状況</u> にある
5月	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>急速な悪化</u> が続いており、 <u>極めて厳しい状況</u> にある。
6月	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>極めて厳しい状況</u> にあるが、 <u>下げ止まりつつある</u> 。
7月	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>依然として厳しい状況</u> にあるが、 <u>このところ持ち直しの動き</u> がみられる。
8月	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。
9月	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。

(注) 基調判断の下線は前月からの変更部分（1月、8月及び9月は変更なし）

(出典) 内閣府「月例経済報告（月次）」<<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>> 令和2年1～9月を基に筆者作成。

2 経済動向の特徴

我が国の実質経済成長率は、消費税率の引上げの影響などによって、2019年第4四半期（10～12月期）にマイナス（前年同期比及び季節調整済前期比）となった後、コロナショックが加わって、2020年第1四半期（1～3月期）、同第2四半期（4～6月期）と3期連続でマイナスとなっている¹⁴。世界金融危機（2007～2010年）時と比べても、経済成長率の落ち込みは、急激かつ大きなものとなっている（図1）。



(注) 2020年度の実質経済成長率は民間エコノミスト予想の平均。

(出典) 内閣府経済社会総合研究所「統計表一覧（2020年4-6月期2次速報値）」2020.9.8. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2020/qe202_2/gdemenuja.html>; 日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」2020.9.16. <https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?f=eyJwb3N0X2lkLjJo2ODkyNiwiZmlsZV9wb3N0X2lkLjJo2OTAxOX0=&post_id=68926&file_post_id=69019> を基に筆者作成。

¹⁴ 内閣府経済社会総合研究所 前掲注(4)

急激に売上高が減少する中、人件費や家賃などの経費の負担が続き、営業利益は著しく減少している。

表3 企業業績（売上高と営業利益）の動向（2020年上半期）

	売上高					営業利益			
	(兆円)	前年同期比 変化額	変化率			(兆円)	前年同期比	変化率	
			全体	製造業	非製造業		全体	製造業	非製造業
第1四半期	344.6	-27.9	-7.5%	-5.5%	-8.3%	13.5	-30.9%	-31.1%	-30.9%
第2四半期	284.7	-61.2	-17.7%	-20.0%	-16.8%	5.8	-64.8%	-91.2%	-55.8%

(注) 金融業、保険業を除く統計である。四半期統計は資本金1000万円以上の企業の仮決算計数をまとめたもの。
(出典) 財務総合政策研究所「法人企業統計調査」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003060191>>を基に筆者作成。

前述したようにコロナショックの影響には偏在性があり、業種別で見た場合、リモート対応の需要等がある情報通信産業と純粋持株会社の2業種は、2020年第2四半期の売上高を増加させたが、それら以外の業種は売上高を減らしている。総費用（売上原価と販売費及び一般管理費の合計）は売上高ほどには減らせないため、第2四半期は45業種のうち19業種が営業赤字となっている。なお、製造業では自動車・同附属品製造業、鉄鋼業、石油製品・石炭製品製造業、非製造業では宿泊業、娯楽業、生活関連サービス業、飲食サービス業などの売上高の減少率が大きく、これらの業種はいずれも大きな営業赤字となっている（表4）。

表4 売上が大幅に減少した業種の売上高及び総費用の変化率並びに営業利益率（2020年第2四半期）

	製造業				非製造業				
		自動車等	鉄鋼業	石油・石炭		宿泊業	娯楽業	生活関連	飲食
売上高変化率	-20.0%	-39.3%	-24.3%	-24.1%	-16.8%	-80.0%	-76.9%	-56.8%	-29.6%
総費用変化率	-16.8%	-31.7%	-20.5%	-16.6%	-14.8%	-58.1%	-72.1%	-46.5%	-15.1%
営業利益率	0.5%	-7.8%	-4.7%	-8.3%	2.7%	-102.0%	-14.2%	-20.2%	-17.2%

(注1) 金融業、保険業を除く統計である。自動車等：自動車・同附属品製造業、石油・石炭：石油製品・石炭製品製造業、生活関連：生活関連サービス業（洗濯・理容・美容・浴場業ほか）、飲食：飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）

(注2) 売上高変化率と総費用（売上原価と販売費及び一般管理費の合計）変化率は前年同期比。

(注3) 営業利益率：売上高営業利益率（マイナスは営業赤字を示す。）

(出典) 財務総合政策研究所「法人企業統計調査」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003060191>>を基に筆者作成。

コロナショックの影響には、企業規模に関しても偏在性がある点に留意する必要がある。売上高の変化率に関わらず、企業規模の小さい企業ほど営業利益の減少率が大きい傾向があり、資本金5千万円未満の製造業、資本金2千万円未満の非製造業は営業赤字となっている（表5）。

表5 企業規模別の売上高及び営業利益の変化率並びに営業利益率（2020年第2四半期）

資本金(円)	製造業				非製造業			
	1億以上	0.5~1億	0.2~0.5億	0.1~0.2億	1億以上	0.5~1億	0.2~0.5億	0.1~0.2億
売上高変化率	-18.7%	-26.3%	-28.2%	-16.2%	-17.3%	-16.4%	-18.7%	-13.7%
営業利益変化率	-86.8%	-97.1%	-106.7%	-101.6%	-39.8%	-93.3%	-77.4%	-104.9%
営業利益率	0.7%	0.2%	-0.4%	-0.1%	4.5%	0.3%	1.0%	-0.2%

(注1) 金融業、保険業を除く統計である。

(注2) 売上高変化率と営業利益変化率は前年同期比。

(注3) 営業利益率：売上高営業利益率（マイナスは営業赤字を示す。）

(出典) 財務総合政策研究所「法人企業統計調査」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003060191>>を基に筆者作成。

2 緊急支援策（資金繰り支援策）

売上高が急減する中で、個人事業主を含む企業にとって最も問題となるのは資金繰りである。感染症の拡大防止のためには、経済活動の抑制が不可避であったため、企業にとっては、当面の資金を確保し、債務不履行に陥ることなく存続することが最重要課題となる¹⁷。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、我が国では大規模な緊急対策が複数回に分けて実施されており、その事業規模の合計は GDP の 4 割、230 兆円余に及ぶ¹⁸。その中でも、企業の資金繰りを支援する対策の事業規模は、総額 100 兆円を超えている¹⁹。

日本政策投資銀行（DBJ）と商工組合中央金庫（商工中金）は業況が悪化した企業に対して危機対応融資²⁰を実施している。また、中小企業や小規模事業者（中小企業等）については、日本政策金融公庫等による融資や、信用保証協会が保証する公的信用保証付融資の拡充等が実施されている。これらの主な資金繰り支援策（企業金融支援策）を表 6 にまとめた²¹。

表 6 主な企業金融支援策

各種融資（危機対応融資以外は中小企業等が対象）	実施主体（注1）	特例措置 無利子化等の利子優遇は○（注2）表記
危機対応融資	DBJ、商工中金	コロナショックを危機認定 ○
セーフティネット貸付・保証	日本公庫等	貸付要件の緩和（売上高数値要件の削除）
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本公庫等	日本公庫等の既往債務の借換も可能 ○
新型コロナウイルス対策マル経融資（注3）	日本公庫等	据置期間の延長 ○
公的信用保証付融資（4号、5号、危機関連保証枠）	民間銀行（注4）	全都道府県・全業種対象指定、保証料減免 ○

（注1）DBJ：日本政策投資銀行、商工中金：商工組合中央金庫、日本公庫等：日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫

（注2）利子優遇○の内容：中小企業等については売上減少率により3年間-0.9%又は特別利子補給制度により実質的な無利子化、中堅企業向けの危機対応融資は3年間-0.5%

（注3）マル経融資とは日本公庫による商工会議所などの経営指導を受けている小規模事業者への無担保・無保証人融資

（注4）公的機関である信用保証協会が債務保証を付与

（出典）経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」2020.9.3, pp.6-11, 19, 27. <<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>> 等を基に筆者作成。

¹⁷ 宿泊業、飲食業など外出自粛の影響が大きい業種や小売業などの家賃等の固定費負担の大きい業種を中心に現預金等の手元資金が不足する懸念が大きいことが指摘されていた。例えば、中小企業庁編『中小企業白書・小規模企業白書 2020年版』2020, p. I-58. <https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyo/2020/PDF/chusho/03Hakusyo_part1_chap1_web.pdf>; 熊野英生「自粛長期化の悪影響—飲食・生活サービスなど業種別の特徴—」『Economic Trends』2020.4.21. <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2020/kuma200421ET.pdf>> 等を参照。

¹⁸ 我が国の緊急対策については、鎌倉治子「新型コロナウイルス感染症と経済対策—令和2年度第2次補正予算まで—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1102号, 2020.7.7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11510678_po_1102.pdf?contentNo=1> を参照。

¹⁹ 令和元年度内の緊急対応策では1.6兆円（新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」2020.3.10, pp.1, 9-10. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kinkyutaiou2_corona.pdf>）、令和2年度第1次補正予算では35兆円超（経済産業省「経済産業省関係令和2年度補正予算（概要）」2020.4, p.3. <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_gaiyo.pdf>）、令和2年度第2次補正予算では65.8兆円超（日本政策金融公庫等32.6兆円、公的信用保証付融資28.2兆円、危機対応業務のうち資本金支援を除く融資5兆円超）（「令和2年度第2次補正予算等における金融支援策」pp.2-3, 5. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei2_kinyu_shien.pdf>）。

²⁰ 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対応するため、主務大臣（財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣）による危機認定がなされた場合に、「指定金融機関」（DBJ、商工中金）が日本政策金融公庫からの信用供与を受けて行う貸付け等であり（「指定金融機関を通じた危機対応業務の概要」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/kiki/kiki_gaiyou.pdf>）、新型コロナウイルス感染症は、2020年3月19日に危機対応の認定事案となっている（「危機対応の認定事案」同 <https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/kiki/nintei_jian.pdf>）。

²¹ 表6以外にも生活衛生関係事業者（ホテル・旅館、飲食等）向けの融資制度等がある（経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」2020.9.3, pp.12-16. <<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>>）。なお、日本銀行もCP・社債等の買入れ、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」（金融機関への資金供給）等によって、各種の資金繰り支援策をバックアップする措置を講じている（「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」日本銀行ウェブサイト <https://www.boj.or.jp/mopo/measures/mkt_ope/ope_v/index.htm>）。

政府は、一定の条件を満たせば、無担保かつ延滞税（延滞金）不要で税や社会保険料の納付を1年間猶予する措置も導入している²²。景気が急激に落ち込んだ時期と納税時期が重なっていたこともあり、資金繰り支援として迅速かつ大きな役割を持つと考えられる²³。

コロナショックにおける企業のもう1つの重要な問題として雇用がある。売上高の急減した企業においては、収益の確保や資金繰りの改善の観点から人件費の見直しも検討対象となり得る。一方で、雇用を維持することは、企業にとって社会的責任であることに加え、新型コロナウイルス感染症後の業績回復の基盤を維持するためにも不可欠である。コロナショック対策として、雇用調整助成金（経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度）については、助成率の拡充、日額上限額の引上げ、支給要件の緩和等の制度拡充がなされている²⁴。この措置は、雇用維持や企業収益の下支えとなるとともに、企業の資金繰りを支援する意味も持つ。

さらに、事業収入（売上高）が大きく減少した中小企業等を対象として、最大200万円（個人事業主は100万円）の持続化給付金（予算額4.3兆円）や、最大600万円（個人事業主は300万円）の家賃支援給付金（予算額2.0兆円）が措置されている²⁵。また、多くの地方自治体は休業や事業継続のための支援金等を支給している²⁶。これらの給付措置も、企業収益の下支えとなり、資金繰りを支援する一助となることが期待される。

3 企業財務の状況

コロナショックは、急激かつ甚大であり、売上高が急減する中で、企業は借入金を増やすことで、資金を確保している。銀行等の貸出金は増加傾向にあり、2019年の前年比2.3%増に対して、2020年8月は前年同月比6.8%（金額では37兆円）増と顕著になっている（表7）。

企業サイドから見れば、2020年第2四半期（4～6月期）において、製造業、非製造業ともに借入金を増やして、手元の現金・預金を積み増しており、売上高の減少が大きい業種の借入金の増加は著しい。なお、宿泊業、娯楽業、生活関連サービス業は現金・預金を大きく増やすまでには至っていないものの、おおむね横ばいとなっている（表8）。

²² 財務省「納税を猶予する「特例制度」」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf>; 「新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」」総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_content/000686229.pdf>; 日本年金機構「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について」厚生労働省ウェブサイト<<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000626844.pdf>>

²³ 例えば、野口悠紀雄・早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター顧問は、米国や英国が大規模な納税猶予を速やかに実施したことを紹介しつつ、迅速かつ規模の大きい資金繰り支援として、国税、地方税、社会保険料の大規模な猶予を政府の決定前から提案していた（野口悠紀雄「コロナ倒産の連鎖防止「納税猶予」が有力な理由—今の経済活動にいちばん必要なのはマネーだ—」『東洋経済 ONLINE』2020.3.29.<<https://toyokeizai.net/articles/-/340069>>）。

²⁴ 「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」厚生労働省ウェブサイト<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html> 拡充のための予算額は1.6兆円である（「令和2年度厚生労働省補正予算（案）の概要」p.7. 同<<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei.pdf>>; 「令和2年度厚生労働省第二次補正予算（案）の概要」p.6. 同<<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei03.pdf>>）。

²⁵ 経済産業省 前掲注(19), p.4; 同「経済産業省関係令和2年度第2次補正予算（概要）」2020.6, p.4.<https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei2_yosan_gaiyo.pdf>

²⁶ 「休業・事業継続支援金（都道府県別）」J-Net21（中小企業基盤整備機構運営）ウェブサイト<<https://j-net21.smr.j.go.jp/support/covid-19/kyugyo/index.html>> 国は全ての地方自治体を対象とし、新型コロナウイルス感染症への対応を目的とする事業（雇用の維持と事業の継続を目的とする事業を含む。）を用途とする総額3兆円（令和2年度第1次補正予算1兆円、第2次補正予算2兆円）の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設した（「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金～脱コロナに向けた協生支援金～」首相官邸ウェブサイト<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>>）。

表7 銀行等の貸出金の前年同月比（前年比）増加額（兆円）と変化率（）内は前年比変化率

2020年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	参考2019年
10.6(+2.0%)	11.6(+2.1%)	11.4(+2.1%)	16.6(+3.1%)	26.6(+4.9%)	34.5(+6.4%)	35.3(+6.5%)	37.0(+6.8%)	12.1(+2.3%)

(注1) 銀行等とは国内銀行（都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行）、その他国内対象銀行（ゆうちょ銀行、ソニー銀行ほか）、信用金庫、その他（農林中央金庫、商工組合中央金庫ほか）である。

(注2) 貸出金には金融機関向けと中央政府向けは含まない。

(出典) 「貸出・預金動向」日本銀行時系列統計データ検索サイト <[https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=\\$nme_a000&lstSelection=MD13](https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=$nme_a000&lstSelection=MD13)> を基に筆者作成。

表8 借入金及び現金・預金の増減額（兆円）と増減額の対総資本比率（2020年第2四半期）

	全産業		製造業		非製造業		宿泊業	娯楽業	生活関連	飲食
	増減額	対総資本比率	増減額	対総資本比率	増減額	対総資本比率				
借入金	+33.2	(+7.8%)	+9.3	(+7.7%)	+23.9	(+7.9%)	(+14.1%)	(+10.7%)	(+11.1%)	(+34.8%)
現金・預金	+21.3	(+5.0%)	+7.9	(+6.5%)	+13.5	(+4.4%)	(+0.6%)	(-0.9%)	(-0.5%)	(+9.3%)

(注1) 金融業、保険業を除く統計である。生活関連：生活関連サービス業（洗濯・理容・美容・浴場業ほか）、飲食：飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）

(注2) 借入金及び現金・預金の増減額は、当期末資金需給額を用いた。

(注3) 増減額の対総資本比率は、借入金及び現金・預金の増減額を総資本（自己資本と負債の合計）期中平均で除したものを（）内に表記した。

(出典) 財務総合政策研究所「法人企業統計調査」e-Stat ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003060191>> を基に筆者作成。

民間信用調査会社の東京商工リサーチによれば、新型コロナウイルス感染症関連の経営破たん（負債額1000万円以上）は、飲食業、アパレル産業、宿泊関連業に多く、全体件数は2020年2月からの累計で511件（9月24日現在）となっている²⁷。ただし、政府や自治体の各種支援策などに依存し、経営を維持している企業は少なくなく、予断を許さない状況とされている²⁸。

III 感染拡大の再発とその影響

1 社会経済活動の再開と感染者数の再増加

緊急事態宣言による外出や経済活動の自粛によって、2020年5月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は抑制された。緊急事態宣言が2020年5月25日に全面的に解除（I-1(2)）となった後、都道府県知事による外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請は段階的に緩和された²⁹。

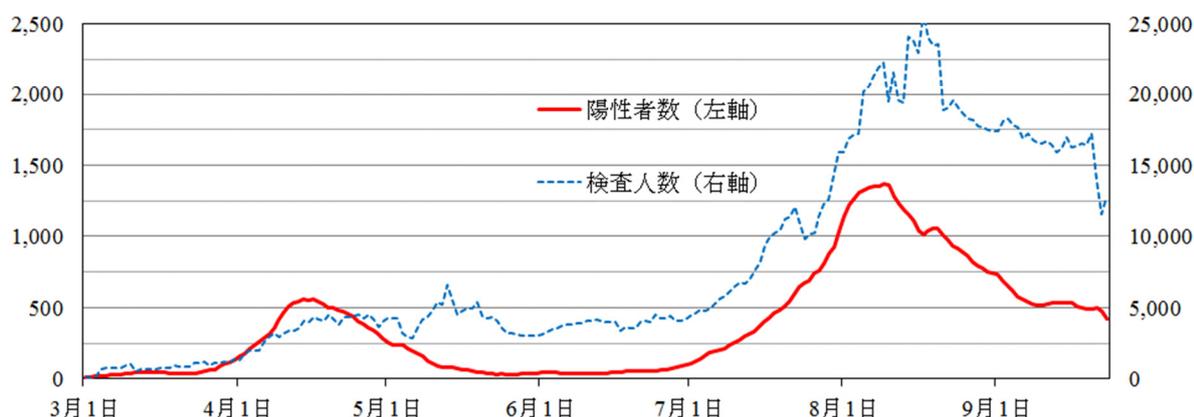
社会経済活動の再開後、新規陽性者数は、6月下旬以降、再び拡大に転じた。7月の感染拡大は、東京都において特に顕著であった。7月下旬には、感染拡大は、大阪府、愛知県、福岡県、沖縄県など全国各地に広がった。その後、8月以降の新規陽性者数は再び減少している（図2）。

²⁷ 負債額1000万円未満を含めれば534件（「「新型コロナウイルス」関連破たん状況【9月24日17:00現在】」2020.9.15. 東京商工リサーチウェブサイト <https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200924_02.html>）新型コロナウイルス関連との認定は担当弁護士、当事者からの聞き取りによる。なお、帝国データバンクは544件（9月24日現在）としている（「新型コロナウイルス関連倒産」2020.9.24. 帝国データバンクウェブサイト <<https://www.tdb.co.jp/tosan/covid19/index.html>>）。

²⁸ 「「新型コロナウイルス」関連破たん状況【9月24日17:00現在】」同上

²⁹ 当初は7月31日までが移行期間とされ、例えば、6月18日までは緊急事態宣言の解除が5月25日であった5都道府県相互間と当該5都道府県と他府県の間での不要不急の移動について慎重な判断を求めるとされ、催物（イベント等）の開催規模は、6月1日、6月19日、7月10日と段階的に緩和されることになった（7月10日の制限は屋内・屋外ともに5,000人以下）（内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策推進室）「イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）」（新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）資料6-1）2020.5.25. <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020525.pdf>）。

図2 新型コロナウイルス感染症新規陽性者数とPCR検査実施人数の推移（全国、7日間移動平均）



(出典)「オープンデータ」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>> を基に筆者作成。

新型コロナウイルス感染症対策分科会は、2020年7月の感染拡大の中心は若年層である点や、検査実施数の増加を背景とし、無症状病原体保有者が多く含まれる点を踏まえて、2020年3~4月とは異なるとしつつ、医療提供体制に十分に注意を払いながら、社会経済への影響に配慮しつつ感染防止を図るべき状況としている³⁰。

2 経済回復の停滞懸念

このような状況を踏まえ、2020年7月22日から始まった国のGo To トラベル事業（旅行業、観光業を支援するため旅行者に国内旅行代金を補助する事業）は、東京都を目的地とする旅行と東京都の居住者の旅行は9月30日までその対象から除外する形となった³¹。また、8月1日を目途に解除することが想定されていたイベントの人数上限5,000人制限は8月末、9月末と2回延長された（9月19日から一部緩和）³²。

地方自治体も感染拡大を警戒する姿勢を再び強め、お盆時期の帰省の自粛を求めるなどの動きが広がった³³。また、東京都は、酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店に対して8月3日から8月31日までについて、22時以降の営業自粛を求めた（特別区内は9月15日まで延長）³⁴。

感染の再拡大に伴うこれらの対応は、人の動きを鈍らせ、消費の回復を滞らせている。例えば、百貨店やコーヒーショップの売上げ及び新幹線輸送量は、2020年4月、5月を底に6月には回復が始まったが、7月、8月の回復ペースは鈍化している（表9）。

³⁰ 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「今後想定される感染状況と対策について」2020.8.7, p.4. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kongo_soutei_taisaku.pdf> 同分科会は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（2011年に設置された全閣僚で構成し、首相が主宰する新型インフルエンザ等の感染症対策会議）の下に2020年7月6日に設置された有識者会議が開催する分科会の1つである（「新型コロナウイルス感染症対策分科会の設置について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第1回）資料1）2020.7.6. <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/corona1.pdf>>）。

³¹ 「Go To トラベルとは？」Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://goto.jata-net.or.jp/index.html#about>> 補助額は旅行代金割引の35%と、旅行代金15%相当の地域共通クーポン（後者は10月以降）。

³² 内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策推進室）「イベント開催制限の段階的緩和の目安」（新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）資料2-1）2020.7.22. <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryousidai_r020722.pdf>; 「イベント開催制限のあり方について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）資料4）2020.8.24. <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/corona7.pdf>>; 「今後のイベント開催制限のあり方について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）資料3）2020.9.11. <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/corona9.pdf>>

³³ 「孫の顔 見たいが… 帰省「自粛」か「容認」か 知事 割れるお盆判断」『読売新聞』2020.8.8.

³⁴ 「都民・事業者・利用者の皆様へのお願い」2020.9.15. 東京都ウェブサイト <<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1009958.html>>

表9 百貨店やコーヒーショップ売上げ及び新幹線輸送量（前年同月実績を100とする指数）

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
三越伊勢丹売上高 ^(注1)	97	85	60	10	10	78	71	71
ドトールコーヒー売上高 ^(注2)	99	96	78	36	37	67	69	69
東海道新幹線輸送量 ^(注3)	103	92	41	10	10	28	32	25

(注1) 既存店（伊勢丹新宿本店、同立川店、同浦和店、三越日本橋本店、同銀座店）の合計

(注2) ドトール全業態既存店の合計

(注3) 東海道新幹線輸送量のお盆時期（8/7～8/17）は24、9月の途中経過（9/23まで）は38

(出典) 「(株)三越伊勢丹ホールディングス（国内百貨店事業）売上速報（2020年8月）」2020.9.1. <<https://pdf.irpoc.ket.com/C3099/iBON/jDYp/jdsQ.pdf>>; 「株式会社ドトールコーヒー 月次開示情報 2020年8月」<https://www.doutor.co.jp/about_us/ir/report/monthly/pdf/20200911160643.pdf>; 「月次ご利用状況」東海旅客鉄道株式会社ウェブサイト <<https://company.jr-central.co.jp/ir/passenger-volume/>> を基に筆者作成。

なお、7月の二人以上世帯の家計消費は、-7.3%（名目・前年同月比）となり、6月の-1.1%（同）と比べて減少率が再び拡大している³⁵。今後、我が国の経済がどの程度の時間でコロナショック前の水準に戻るのか、その回復過程ではどの程度の振幅が生じるのか、いずれも感染状況や、それに対する政府施策や人々の行動に依存する。

実際に、企業業績も経済回復の行方に左右されている。民間信用調査会社の帝国データバンクによれば、新型コロナウイルス感染症の影響で、業績予想を下方修正した上場企業は、直近においても増加しており、2020年2月から8月の累計で1,066社、売上高の減額修正額の合計は9.6兆円に及んでいる³⁶。企業への影響を考えるためには、引き続き、感染や社会経済活動の状況を注意深く見守る必要がある。

今後の課題—結びにかえて—

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、我が国は、水際対策、医療機関等支援、外出や営業の自粛要請による感染防止などによって感染者急増による医療崩壊の回避を図ってきた。また、社会経済活動の抑制によって売上高が急減する企業の倒産を防止し、雇用を維持する様々な対策が講じられてきた。このような対策を実施することは、国民生活を守る意味でも、市場機能の不足を補う意味でも政府の不可欠な役割である。他の先進国でも雇用維持、各種給付金措置、納税等の猶予、各種融資などの対策が講じられている³⁷。各種の緊急支援策は、コロナショック後に我が国経済が回復するための基盤を維持する役割を担ったと言えよう³⁸。ただし、執行面では迅速性や透明性の確保などの課題が明らかになっている³⁹。

³⁵ 総務省統計局「家計調査報告—2020年（令和2年）7月分—」2020.9.8. <https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_mr.pdf>

³⁶ 帝国データバンク「特別企画：新型コロナウイルスの影響による上場企業の業績修正動向調査（2020年8月31日時点）」2020.9.3. <<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p200902.pdf>>

³⁷ コロナショックに対する主要国の対策については、国立国会図書館調査及び立法考査局「新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1111号, 2020.9.8. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11537739_po_1111.pdf?contentNo=1> を参照。

³⁸ 例えば、従業員20人以下の小規模企業の経営者を対象とした調査を踏まえて、持続化給付金が事業継続の見込みを大幅に改善したとの分析がある（川口康平「経済学者が読み解く 現代社会のリアル（第79回）「休業要請」「補助金」は企業に何をたらしたか」『週刊東洋経済』6940号, 2020.8.29, pp.86-87.）。

³⁹ 例えば、雇用調整助成金の5月までの支給決定率は5割程度に過ぎなかった（「雇用調整助成金」『オープンデータ』厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>>）。5月20日には給付の迅速化のためにオンライン申請を導入したが、トラブルのため本格導入が3か月程度遅延した（「雇用助成 ネット申請再

このような対策は感染拡大の収束の目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」の柱に位置付けられており、当初、比較的短期間で、需要の喚起と社会変革の推進による「V字回復フェーズ」に移行する想定であった⁴⁰。しかし、感染拡大が一旦沈静化した後、7月以降に感染の拡大が再発したことで、緊急支援フェーズの対策が必要な期間が長くなる可能性もある。2020年7～9月期から経済回復は始まり、2021年度も回復は継続する見込みであるが、GDPは、2022年度になってもコロナショック前の水準に届かないと見られている⁴¹。感染動向と経済動向を踏まえて、期限の延長等の必要性を検討することになる⁴²。また、回復ペースの遅延などによっては、営業赤字が続き企業財務が悪化するおそれもある。危機対応融資に新たに導入された資本性劣後ローン⁴³の効果が注目される。

「V字回復フェーズ」における需要喚起策の1つであるGo Toトラベル事業では、実施時期の判断が難しいことが明らかになった。感染状況が変化した場合、需要喚起策が感染の拡大を招くおそれがあり、感染防止との両立を図ったとしても、感染への不安を想起して、目的とする需要喚起の効果を減じる懸念がある。感染状況に応じた適切な執行を担保する仕組みの構築が今後の課題となろう。「V字回復フェーズ」における社会変革の推進については、具体的な施策として、サプライチェーン改革やリモート化によるデジタル・トランスフォーメーションの加速への支援策が用意されている⁴⁴。今般の感染拡大とその対応で顕在化した問題であり、その成果が注目される。

なお、中長期の観点からは、「緊急支援フェーズ」の施策が社会変革の推進を妨げる懸念もある。例えば、雇用維持政策が新しい産業構造への転換を阻害するおそれがあるとして、労働者個人への支援を充実した上で、企業の新陳代謝を促すべきとの指摘もある⁴⁵。コロナショック後の経済の姿を見据えつつ、必要な支援を見直す時期に注意することが求められよう。

開 厚労省「トラブル連続3か月遅れ」『読売新聞』2020.8.26。その他の各種補助や給付金についても、外部業者への委託の在り方や制度設計の問題などからの執行の遅延が指摘されている（「旅行補助、8月ずれ込み 家賃給付は来月以降に 委託・制度設計 詰め甘く」『日本経済新聞』2020.6.23。）。

⁴⁰ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月7日閣議決定、4月20日変更) p.4. <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf>

⁴¹ 伊藤由樹子「コロナ前水準回復は3年以上先—ESPフォーキャスト調査における見通しの推移—」2020.8.14. 日本経済研究センターウェブサイト <https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?f=eyJwb3N0X2lkjjoyNDIwLCJmaWxlX3Bvc3RfaWQiOiI2NzIxMjMxNSJ9&post_id=2420&file_post_id=67315>

⁴² 例えば、雇用調整助成金の特例措置等の期限は2020年9月末から12月末に延長された（「雇用調整助成金の特例措置等を延長します」2020.8.28. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou201231.html>>）。

⁴³ 長期一括償還であるため金融機関が資本とみなすことができるローンである。企業財務の悪化を防止して融資を継続的に受けることに資する機能が期待されている。「令和2年度第2次補正予算等における金融支援策」前掲注(19), pp.5-6.

⁴⁴ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」前掲注(40), pp.30-37.

⁴⁵ 「経済教室 アフターコロナを探る(下) 未来先取りの改革 今度こそ 星岳雄・東京大学教授」『日本経済新聞』2020.8.6; 田中秀明「コロナ対策、雇用調整助成金特例延長に潜む弊害」『政策ブログ』2020.9.2. 日本経済研究センターウェブサイト <<https://www.jcer.or.jp/blog/tanakahideaki20200902.html>>

【新型コロナウイルス感染症に関連する国立国会図書館調査及び立法考査局の刊行物一覧】

令和2年10月6日時点

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』

- 新型コロナウイルス感染症の状況—感染拡大防止に向けた経緯と課題— (1099号, 2020.6.15.)
 COVID-19と緊急事態宣言・行動規制措置—各国の法制を中心に— (1100号, 2020.6.15.)
 新型コロナウイルス感染症と経済対策—令和2年度第2次補正予算まで— (1102号, 2020.7.7.)
 コロナショックと財政・金融政策 (1105号, 2020.7.14.)
 パンデミックの経済的影響と経済対策—SARS等の経験から— (1107号, 2020.7.16.)
 日本銀行によるリスク性資産の買入れ—効果・副作用・出口の議論— (1108号, 2020.7.30.)
 持続可能な観光をめぐる政策動向—コロナ時代の観光を見据えて— (1110号, 2020.8.18.)
 新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要— (1111号, 2020.9.8.)
 コロナショックと家計—2020年上半期の家計消費及び所得の動向— (1112号, 2020.9.8.)
 コロナショックと企業—2020年上半期の企業業績を中心に— (1114号, 2020.10.6: 本号)

『レファレンス』

- スイスの新型コロナウイルス感染症対策—新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 第2次命令—
 (資料) (834号, 2020.7.)

『外国の立法』

- 【イギリス】新型コロナウイルス対策のための規則の制定等
 【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—感染地域での活動制限等—
 (以上、283-1号, 2020.4.)
- 【EU】新型コロナウイルス感染症対策
 【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法
 【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—緊急法律命令6件を制定—
 【韓国】新型コロナウイルス感染症対策強化のための法改正
 【フィリピン】大統領の権限強化による新型コロナウイルス感染症対策
 (以上、283-2号, 2020.5.)
- 【EU】緊急時失業リスク緩和支援 (SURE) 規則の施行—新型コロナウイルス感染症を理由とした失業の抑制—
 【イギリス】コロナウイルス法の制定
 【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定
 【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法 (その2)
 【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—家庭・労働者・企業に対する支援—
 【韓国】新型コロナウイルス感染症に関する緊急災難支援金の支給
 【中国】野生動物の違法取引や食用等を禁ずる決定及び公衆衛生に係る立法計画の制定
 【シンガポール】新型コロナウイルス感染症 (暫定措置) 法
 (以上、284-1号, 2020.7.)
- 【アメリカ】コロナ下の連邦議会下院における遠隔審議
 【イギリス】コロナウイルス関連規則の制定—活動制限 (ロックダウン) の概要—
 【フランス】新型コロナウイルス感染症による経済危機に対処する予算
 【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律
 【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—全国的な緊急事態下における権利制限—
 【オーストラリア】2020年プライバシー法改正 (公衆衛生接触情報) 法 (以上、284-2号, 2020.8.)